

## 令和4年度事業計画

### 目標数値

- 会員数 2,870人
- 契約金額 1,026,437千円(シルバー派遣事業含む)  
※請負・委任 925,126千円 ・ シルバー派遣 101,311千円

### I 基本方針

人口の減少や高齢化の一層の進展により現役世代の急減が予測されるなか、高齢者が意欲や能力に応じて、社会の担い手としてより長く活躍できる環境の整備が求められています。こうした状況下において、高齢者が年齢に関わりなく個々の多様性やニーズを踏まえ、働く意欲のある高齢者がその能力を継続して発揮できるよう、令和3年度に「高齢者雇用安定法」が改正され、事業主の努力義務として70歳までの就業機会確保について制度化されました。このような状況を踏まえ、国は「人生100年時代」や「SDGs」（持続可能な開発目標）を見据えて、より多くの人が多様な就労・社会参加の実現が図られるよう進めているなか、シルバー人材センター（以下「センター」という。）事業を推進することにより、地域の高齢者がいくつになっても就業を通じて地域社会に貢献できることで、高齢者の生きがいや、居場所づくりに繋がる役割は、より一層重要となってまいります。

また、国の高齢者の雇用・就業促進に向けた事業として仙台市が委託し平成31年1月より実施してきた「生涯現役促進地域連携事業」が令和3年度で委託期間終了となることから、高齢者の継続した就業促進を補完するといった観点においても、センター事業の役割が更に必要になると考えます。

仙台市シルバー人材センターでは一昨年度より続いている新型コロナウイルス感染症禍（以下「コロナ禍」という。）や公益法人として法令遵守という観点から令和3年度から実施してきた適正就業の対応などの影響により、引き続き会員数・契約実績ともに厳しい状況が予測されます。令和4年度の事業計画における目標数値は、本来であれば「中・長期基本計画（第二次改訂版）」に掲げる会員数、契約金額の数値を目標とすべきですが、現状を勘案し、あらためて設定することといたしました。しかし、厳しい環境下ではありますが対応を工夫しながら、就業機会の拡大については、従来の就業に加えて、人手不足分野での新たな就業開拓、デジタルに係る就業体制の確立、就業体制の強化などを積極的に推進することで就業機会の創出に努めるとともに、効果的にセンター情報の発信を行い、事業全体の拡大に繋がるよう事業を展開してまいります。

また、令和5年10月にインボイス制度（消費税における適格請求書等保存方式）が導入される予定となっております。現状ではセンターにおけるインボイス制度の適用除外等適切な措置を国に求めている状況ではありますが、様々な状況を想定しながら準備を進めるとともに、経費削減など費用の効率化に努め、センターの安定的な事業運営が図れるよう推進してまいります。

令和4年度は、基本理念「自主・自立、共働・共助」のもと、新型コロナウイルス感染症の状況に留意しつつ、「中・長期基本計画（第二次改訂版）」の内容を踏まえ、「安全・適正就業の推進」、「会員の増強・拡大」、「就業の場の確保・拡大」、「運営体制の充実・強化」を4つの柱を重点事業としてセンター一丸となり取り組んでまいります。

#### 【4つの柱】

1. 安全・適正就業の推進
2. 会員の増強・拡大
3. 就業の場の確保・拡大
4. 運営体制の充実・強化

## II 事業計画

### 1. 安全・適正就業の推進

---

組織が一丸となって安全対策の推進を図ることで「安全・安心なシルバー事業」を確立することを最優先事項とし、会員の傷害事故及び発注者・第三者に対する損害賠償事故の防止に引き続き取り組んでまいります。併せて新型コロナウイルス感染防止に係る対応等の徹底や会員の健康の確保を図ることに努めます。

また、公益法人として法令順守の立場から「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」を遵守し、高齢者の多様な就業ニーズに応えられるよう業務運営を推進します。

#### （1）安全就業の徹底

会員の安全意識の徹底と高揚を図るため、安全就業に関する各種講習会・研修会の実施や、事故防止に必要な情報の周知を行い、会員の就業中又は就業途上中における事故防止に努めます。併せて、安全パトロールを定期的実施し就業現場を訪問することで、現場の状況や就業に係る安全対策が機能しているか定期的に点検し、事故防止に向けた改善対応に努めます。

また、発生した事故の原因の究明・分析等を行い、事故の再発防止に繋がります。

- ①安全就業推進実施計画の作成と実行
- ②衛生委員会の開催

- ③安全パトロールの実施による安全就業指導
- ④健康管理の推進
- ⑤講習、研修等による安全意識の啓発
- ⑥安全運転（自動車・自転車）の推進
- ⑦安全大会の開催
- ⑧事故の未然防止、再発防止策、安全就業基準周知の徹底
- ⑨事故発生時における適切な対応
- ⑩事故調査委員会の開催
- ⑪会員を対象とした新型コロナウイルス感染拡大防止対応に係る情報周知
- ⑫会員が新型コロナウイルス感染した場合の対応
- ⑬BCP（事業継続計画）及び「事故発生時の情報伝達ルートと対応」を周知・徹底等  
危機管理への対応

## （２）適正就業の推進

会員の就業については「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」を指針とし、適正な就業形態について会員及び発注者に対して周知・理解を得ながら、引き続き適正な就業形態の確保に努めます。併せて、就業形態等の点検を目的に就業現場の訪問巡回を行い、実態を把握しながら確認と改善に向けた取り組みの対応を行います。

また、長期就業者の把握とその状況確認を行ない、長期就業の是正に向けた対応に取り組めます。

- ①労働関係法令に沿ったシルバー派遣の適切な対応
- ②就業現場巡回による適正就業の検証と是正
- ③受注リストを活用した点検、改善
- ④長期就業の是正の検討

## 2. 会員の増強・拡大

新型コロナウイルス感染拡大の影響により会員数が伸び悩んでいるなか、会員拡大に繋げるため、センターが高齢者にとって魅力ある組織であることを積極的に発信し、会員並びに役職員が一体となって入会促進に取り組めます。

また、発注者等からより一層の信頼が得られるよう、組織体制の強化を目的に会員の資質向上に向けた取組を推進し、センター事業の拡大に繋がるよう努めます。

### （１）入会の促進

毎月、本部・北部支部で開催している入会説明会、地域に出向いての出張入会説明会を順次開催し、入会を希望する高齢者を対象に説明する機会を引き続き確保するとともに、

WEBによる入会説明会の充実を図り、コロナ禍においても、多くの市民に対しセンターの趣旨及び仕組み等の情報発信を行えるよう取り組みます。

また、事業の拡大を図るためには、女性会員の増強を進めることが効果的と考えることから、女性の入会促進に繋がる広報の充実に努めます。

- ①入会を希望する市民を対象とした入会説明会開催
- ②本部・北部支部事務所以外での出張入会説明会開催
- ③WEBを活用した入会説明会（案内）実施及び充実
- ④女性の入会を目的としたイベント開催
- ⑤入会説明会受講後、未入会者に対するアフターフォロー実施
- ⑥仙台商工会議所等との連携した企業等への働きかけによる、企業退職（予定者）層の入会促進
- ⑦仙台市が主催するイベント参加による広報や一般市民が参加できるセミナー等の開催
- ⑧目標管理（PDCAサイクルによる目標管理）の徹底
- ⑨入会時期による会費額の割引制度の検討
- ⑩会員募集広報パンフレット・PR動画を活用した入会促進

## （２）会員の資質向上

更なるセンター事業の拡大を図るためには、発注者から依頼される仕事の要望に対して会員が応えられることが重要と考え、会員の技能習得やスキルの向上を目的に、各種研修・講習会を開催し、就業に必要な技能と資質を高め、就業機会の拡大に繋がります。

また、センターの会員として、円滑に就業や組織活動に携わることができるよう、会員がセンター事業の理念や目的を十分理解出来るように努めます。

- ①入会希望者が会員として就業・活動する際の心構え等について習得することを目的に新入会員研修会の開催
- ②発注者への基本的な対応習得を目的とした接遇講習会開催
- ③職種別の技能取得を目的とした技能講習会開催  
・植木剪定業務 ・除草業務 ・筆耕業務 等
- ④職群班が独自に開催するスキルアップ研修会のサポート
- ⑤家事援助サービス業務における実技研修開催

## （３）退会防止の推進

会員の登録状況を的確に把握し、迅速な就業機会の提供を行うとともに、未就業会員への積極的な就業情報の提供や就業相談を行うことで、就業に係る会員の要望に応えられるよう努めます。併せて、年齢や健康状態等により就業を望まない会員の状況を分析し、会員としての関わり方を検討し、退会抑制に繋がるよう努めます。

### 3. 就業の場の確保・拡大

---

一昨年以降、続いているコロナ禍により、雇用情勢や社会活動に様々な変化が起きており、センター事業においても例外ではなく、就業機会の減少など大きく影響しています。そういったなか、新しい生活様式に対応して必要となる業務の発掘等、新たな就業機会の確保に努めるとともに、人手不足分野や高齢者にふさわしい仕事を分析し、センターを利用することのメリットを発注者に伝えることで、多くの会員に就業機会の提供が行えるよう努めます。

また、一般家庭を対象とした就業機会拡大を図るため、職群班のスキルアップを検討するなど、更なる受注体制の強化に努めます。

#### (1) 就業開拓の推進

就業に関する会員のニーズと地域企業等のニーズを把握・分析し、就業コーディネーターや家事援助コーディネーターによる訪問活動や、センター事業の情報を効果的に発信することで就業開拓に努めます。

- ①就業コーディネーター及び家事援助コーディネーターとの連携
- ②就業コーディネーター及び家事援助コーディネーターによる新規発注先の開拓
- ③新たな職種における就業開拓や就業規模の拡大を目的に、既に契約している発注先に対する働きかけ
- ④多様な発注先のニーズに対応するためシルバー派遣事業の拡大
- ⑤人手不足となっている介護・子育て分野等における就業開拓
- ⑥デジタルに関連する就業体制の検討と開拓
- ⑦新たな女性向けの就業内容の検討と開拓
- ⑧選定した企業を対象に営業用パンフレットを郵送
- ⑨関係機関・関係団体との連携強化
- ⑩地域の商工会議所等との連携した企業等への働きかけによる就業開拓

#### (2) 就業機会の拡大

会員の就業相談等におけるヒアリング内容や登録データを基に、就業条件等のニーズを把握・分析し、会員へ仕事のマッチングがスムーズに行えることにより、多くの会員に就業の提供ができるよう努めます。

また、空き家管理業務や家事援助サービスの事業拡大を図るため、効果的なPRの実施と並行して受注体制の強化に努めます。

- ①会員の就業ニーズの分析・把握
- ②地域企業等のニーズの把握・分析
- ③主に未就業会員を対象とした就業相談の実施
- ④空き家管理対策事業を推進するため、就業体制の強化と仙台市との連携
- ⑤家事援助サービス事業の充実

⑥地域社会に対する貢献度が高く、高齢者の多様な就業機会につながる分野の参入検討

### **(3) 普及啓発活動の推進**

センター事業の意義、仕組みを広く地域に周知するとともに、従来型の仕事だけではなく、多種多様な就業の可能性について広報を行い、イメージの転換・向上を図ることを目的に効果的な広報活動に努めます。

- ①様々なメディアを活用した広報活動の展開
- ②ホームページの活用・充実
- ③各種イベント（区民まつり・市民センターまつり等）への参加による広報活動
- ④各種関係機関への広報パンフ設置
- ⑤各種広告媒体の広報活用
- ⑥イベント取材による広報紙掲載
- ⑦一般市民を対象とした各種研修会やイベント企画を通じたPR
- ⑧普及啓発月間（10月）設定して広報活動の実施
- ⑨オリジナルロゴマークのホームページ・パンフレット等各種広告媒体への掲載等による広報
- ⑩広報用パンフレットの活用
- ⑪広報用PR動画の活用（ホームページ・YouTubeへのアップ及び入会説明会時上映）
- ⑫SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）活用の検討

### **(4) 女性会員の活動の活性化**

センター事業の更なる発展のカギを握るのは女性会員であることから、就業や組織活動における女性会員の活躍の場を広げることが重要課題であると捉え、女性会員にとって参加しやすい魅力的な環境整備に積極的に取り組みます。併せて、女性会員との意見交換の場を設けながら意見を集約し、更なる女性会員の活性化を目的とした専門部会及び委員会等組織の設置について、引き続き検討します。

### **(5) 職群班活動の活性化**

主に一般家庭からの就業機会の拡大を目的に、受注した業務を的確に対応できる体制の強化を図るため、職群班員のスキルアップと高齢化により班員が不足している分野の後継者の育成に努めます。併せて、就業機会拡大の観点から職群班の業務体制の見直し・改善を検討します。

### **(6) 各種調査・研究の実施**

会員が就業した状況について発注者より情報を収集し、そのデータを基に就業対応におけるサービスの改善・向上を図り、就業機会拡大に努めます。また、入会説明会参加者や入会手続きに至らない新入会員研修会参加者を対象に、引き続きアフターフォローを実施し、会員増強に努めます。

- ①顧客満足度調査の実施と活用
- ②入会説明会参加者に対するアンケート調査の実施
- ③入会手続きに至らない新入会員研修会受講者の追跡調査の実施

#### **(7) 社会貢献事業への取組**

社会貢献活動は、地域への貢献だけではなく、魅力あるセンターをとしての事業の普及啓発につながる重要な活動です。また、会員が就業だけではなく、地域班活動などにおける社会貢献活動を通して地域とつながりを持ち貢献できることは、組織への参画意識の向上や生きがいの充実を図ることができる場となるため、引き続き、積極的に取り組みます。

#### **(8) ICT活用による事業展開の検討**

デジタル社会の到来を念頭にICTの活用等、新たな就業の在り方について検討します。デジタルに係る就業機会の確保として、IT企業に対するシルバー派遣での対応やこれまで行ってきたパソコン教室等を活用しながら、会員や地域の高齢者がデジタル社会から取り残されない取組（デジタルリテラシー）について検討し、併せて既存の職群班等を活用するなど、デジタルに係る就業体制の構築とデジタル人材の育成について検討します。

#### **(9) 介護分野の事業展開の検討**

地域社会における高齢化の進行により介護分野の労働力が不足している状況があることから、介護事業における周辺業務について検討し、新たな就業分野としての事業展開に取り組み、就業機会の拡大に努めます。

### **4. 運営体制の充実・強化**

---

コロナ禍の影響や適正就業に沿った対応により、財政的に厳しい運営が予想されるなか、様々に変化する社会・経済状況を見据えながら、常に事業の進捗状況及び予算の収支状況の把握・確認を行い、事業運営の効率化を図り、高齢者が地域で活力ある活動が継続して行えるよう、事業の執行体制の強化と安定した運営に努めます。

また、センターの基本理念「自主・自立、共働・共助」を基に会員・役職員が一体となり、組織体制の強化を図り、公益法人として関係法令等を遵守しながら事業運営を推進します。

#### **(1) 理事会、委員会・部会体制の強化**

効果的・効率的に事業運営を遂行するため、理事が組織としての公益目的や組織運営における役割と責任を十分に理解した上で活動を推進し、センター事業の理念・趣旨に沿った健全な運営、そして公益法人として適正な運営に努めます。

また、理事・会員で構成する各委員会、部会については、理事会での方向性を基本に、定期的に各部会・委員会を開催し、それぞれの懸案事項、課題等の解決に向け、効果的な事業展開を図れるよう努めます。

## (2) 生涯現役促進事業の取組み

高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる生涯現役社会を目的として仙台市が実施してきた「生涯現役促進地域連携事業」が令和3年度で終了となるが、センターが既存事業で培ったノウハウを活用して高齢者の雇用・就業促進に向けた取組みができるよう、仙台市と協議を行っていきます。

## (3) 地域班の充実

地域班活動に必要な情報の伝達・共有の場として、地域班長やブロック代表を対象とした会議・研修会等を開催します。

また、高齢者の意識の変化により、地域班活動への参加意識が希薄となる傾向があることから、現状における地域班活動に係る問題点や課題等を分析し、引き続き地域班の在り方について検討します。

### ①地域班が活動するためのブロック体制の強化を目的とした会議の開催

- ・行政区別ブロック代表・地域班長合同会議
- ・ブロック・地域班長合同会議
- ・ブロック代表会議

### ②新任地域班役員に対する研修会の開催

- ・新任地域班長研修会
- ・新任ブロック代表研修会

## (4) 事務局機能の拡充・強化

センターの事業運営を円滑に遂行するために、職員が必要な知識とスキルを活用し的確な業務対応が必要となるため、職員の各種研修会への参加や事務局内での研修など定期的な勉強会等を通じて、事務局職員のスキルアップを図り、様々な情勢の変化を捕えながら将来を見据え、職員自らがセンター経営の意識を持ち、課題を克服しながら事業運営を推進できるよう努め、事務局機能の強化に努めます。

また、デジタル社会の到来を念頭においた事業展開を検討し、業務の効率化を推進します。

### ①人事評価制度の充実

### ②働きやすい職場環境づくり

### ③人材の確保・育成

### ④ベテラン職員の能力及び経験の活用

### ⑤コンプライアンスの推進

### ⑥労働関係法規の知識、対応力の強化

### ⑦デジタル技術を活用した事業展開

## (5) 事業運営基盤の強化

就業開拓強化を図ることで、事業実績の向上を図り、自主財源の確保に努めるとともに、事業の進捗状況と予算の執行状況を定期的に確認しながら、効率化による経費の削減を図り、効果的なセンターの事業運営に努めます。

また、消費税法の改正により令和5年10月より適用されるインボイス制度（適格請求書等保存方式）導入により生じる課題の対応に向けて、様々な状況を想定しながら、財源の確保等について準備を進めることとし、事業運営に大きな支障が出ないように、具体的な対応について検討します。

#### **（6）新型コロナウイルス感染防止対策**

昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染の防止対策を徹底します。事務局職員については、時差出勤や事務局内の消毒・飛沫防止を目的としたパーテーションの設置、入社時の検温、マスクの着用など、引き続き感染防止対策に努めます。

また、会員に感染もしくは感染の疑いがあった場合の対応マニュアルを提示し、会員から感染等の報告があった際は、迅速に事務局で対応し感染拡大防止に努めます。

#### **（7）中・長期計画の策定**

当センターでは公益法人として相応しい高齢化社会に対応した活力ある事業運営をはかるため、中・長期的な視点から将来の運営方針と行動計画として「中・長期基本計画（平成25年～令和4年）」を策定しているが、その期間が令和4年度までとなっていることから、新たに令和5年度以降の「中・長期計画」を策定します。